

厚木市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正（案）について

1 条例改正の趣旨

厚木愛甲環境施設組合（以下「組合」という。）が建設している新ごみ中間処理施設が令和7年12月に稼働を開始することに伴い、現在、厚木市環境センター（以下「環境センター」という。）で行っている一般廃棄物の焼却処理及び粗大ごみの破碎選別処理については、その処理を終了することから、所要の措置を講ずる必要があるため、厚木市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正するものです。

2 主な改正内容

令和7年3月26日、組合議会において承認されました、「厚木愛甲環境施設組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例」（以下「組合条例」という。）に合わせた文言整理と事業系一般廃棄物処理手数料に関する箇所を削除します。

- （１）事業系一般廃棄物の搬入停止（21条、26条、35条、別表）
 - ア 条例第21条（事業系一般廃棄物の搬入）を削除します。
 - イ 条例第26条（事業系一般廃棄物管理票）を削除します。
 - ウ 条例第35条（受入拒否）を削除します。
 - エ 別表（第29条関係）の関連箇所を削除します。
- （２）その他文言整理（25条）
 - ア 条例第25条（排出禁止物）文言整理

3 施行日

令和7年12月1日（令和7年6月議会へ上程予定）

4 市民参加手続について（手続の省略）

市民参加手続については、厚木市市民参加条例第6条第7項第1号（軽微なもの）に該当することから、手続を省略するものです。

【具体的な省略理由】

今回の条例改正は、組合条例の制定に伴って当然必要とされる規定の整理であるため。

参考：施設組合 パブリックコメント実施期間 令和6年12月10日（火）から令和7年1月9日（木）まで

※なお、環境事業課が所管する「厚木市廃棄物減量等推進審議会」（令和7年2月14日開催）において、意見を伺っております。

5 条例改正スケジュールについて

	令和 6 年度					令和 7 年度				
	11	12	1	2	3	4	5	6	7~11	12
行政総務課調整	→ 条例（案）、骨子、 新旧対照表等									
環境農政部 政策調整会議			2月5日 部内調整会議	●						
廃棄物減量等 推進審議会		2月14日	審議会	●						
庁議			4月7日 4月14日	戦略調整会議 経営戦略会議		● ●				
令和 7 年 6 月議会送付・議決							★	★		
施行日 令和 7 年12月 1 日										★

【参考】組合条例制定スケジュール

パブリックコメント										
令和 7 年 3 月議会送付・議決				★	★					
施行日 令和 7 年12月 1 日										★

6 その他（厚木市環境センター条例について）

厚木市環境センター条例第1条において、「ごみを適正に処理するための施設として環境センターを設置する」と定義されています。

この条例でいう処理とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する処理であり、保管、収集、運搬等を指すものですが、新ごみ中間処理施設の稼働後においても、粗大ごみの受け入れ、保管等の処理は継続することから、当該条例は廃止しません。

なお、環境センターという名称は長く市民に親しまれ、周知されていることから、市民の混乱を避けるため、新ごみ中間処理施設の稼働開始後も名称はそのまま残すものとしします。